

# ○静岡県警察の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令

(平成 28 年 12 月 27 日県本部訓令第 39 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 15 条の 2 の規定に基づき、同条第 1 項第 5 号の標準的な職及び同号に規定する標準職務遂行能力について定めるものとする。

(職員の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職)

第 2 条 警察官及び警察行政職員（以下「職員」という。）の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職は、職員の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職（別表第 1）のとおりとする。

(職員の標準職務遂行能力)

第 3 条 職員の標準的な職に応じた標準職務遂行能力は、標準的な職に応じた標準職務遂行能力（別表第 2）のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

職員の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職

標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職		標準的な職	標準的な職が表す職制上の段階に属する職		
	警察官			警察行政職員		
警 視	県本部 参事官相当職 課長相当職 理事官相当職 管理官相当職	署 署長 副署長 管理官相当職	警視相当職の 警察行政職員	県本部 課長相当職 理事官 管理官	署 会計官	学校 副校長 管理官
警 部	県本部 次席相当職 課長補佐相当職	署 次長 警部の階級 にある課長	警部相当職の 警察行政職員	県本部 次席相当職 課長補佐相当職	署 課長相当職	学校 課長相当職
警部補	県本部 係長相当職	署 警部補の階級 にある課長 係長相当職	警部補相当職の 警察行政職員	県本部 係長相当職	署 係長相当職	学校 係長相当職
巡查部長	県本部 主任	署 主任	巡查部長相当職の 警察行政職員	県本部 主任相当職	署 主任相当職	学校 主任相当職
巡 査	県本部 係員	署 係員	巡查相当職の 警察行政職員	県本部 主事相当職	署 主事相当職	学校 主事相当職

(注) 相当職には、当該職に準ずる職を含む。

別表第2(第3条関係)

## 標準的な職に応じた標準職務遂行能力

標準的な職	標準職務遂行能力	
警視及び同相当職の警察行政職員	倫理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	方策の立案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
	判断	所管する業務の実施において状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
	説明・調整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
	業務運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
	組織統率・人材育成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
警部及び同相当職の警察行政職員	倫理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。
	判断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
	説明・調整	担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	業務遂行	段取り、手順等を整え、効率的に業務を進めることができる。
	部下の育成・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
警部補及び同相当職の警察行政職員	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性及び報告・連絡	上司、部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
	説明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
巡査部長及び同相当職の警察行政職員	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	事案対応	担当業務に必要な知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
	協調性及び報告・連絡	上司、部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。
巡査及び同相当職の警察行政職員	倫理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
	知識・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
	コミュニケーション	上司、同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
	業務遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。